



保医発第1128002号
平成20年11月28日

地方厚生（支）局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

ハイリスク妊娠管理加算及びハイリスク分娩管理加算の算定要件の改正について

本日、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（厚生労働省告示第530号。以下、「改正告示」という。）が公布され、平成21年1月1日から適用されることである。

改正告示の内容等については以下のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、支払審査機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 改正告示の内容

平成21年1月1日より、区分番号A236-2に掲げるハイリスク妊娠管理加算及び区分番号A237に掲げるハイリスク分娩管理加算の算定要件に、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していることを加えることとしたこと。

ただし、平成20年12月31日において当該加算に係る届出が受理されている保険医療機関については、平成21年3月31日までの間に限り、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施しているものとみなすものであること。

2 改正告示の適用に伴う「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305002号）の一部改正について

（1）改正告示の適用に伴い、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」を別紙のとおり改正し、平成21年1月1日から適用する。

（2）経過措置の対象となる保険医療機関の届出について

平成20年12月31日現在においてハイリスク妊娠管理加算又はハイリスク分娩管理加算の届出を行っている保険医療機関については、平成21年3月31日までの間は経過措置の対象となるが、平成21年4月1日以降も当該加算を算定する場合には、別添7の「基本診療料の施設基準等に係る届出書」及び産科医療補償責任保険加入者証の写し等、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨の書類を提出すること。よって、様式13の2、様式20及び様式38の提出は不要であること。

1 「第4 経過措置等」の1の次に次のように加える。

1の2 第2及び第3の規定にかかわらず、平成20年12月31日現在においてハイリスク妊娠管理加算又はハイリスク分娩管理加算の届出が受理されている保険医療機関については、平成21年4月1日以降において当該点数を算定するに当たり届出が必要であること。

2 「別添3」の「第22の2」の1に次のように加える。

(4) 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

3 「別添3」の「第23」の1に次のように加える。

(5) 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

4 「別添7」の様式38を次のように改める。

ハイリスク妊娠管理加算
ハイリスク分娩管理加算

の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科

--

2 年間分娩件数

年間分娩件数	件
--------	---

【記載上の注意】

年間分娩件数は、前年1年間（1月～12月）に行われた分娩件数であり、院内に掲示した分娩件数と同じ数字を用いること。

3 専ら産婦人科又は産科に従事する医師

	氏名	診療科	勤務形態
1			常勤・非常勤
2			常勤・非常勤
3			常勤・非常勤
4			常勤・非常勤
5			常勤・非常勤

※ ハイリスク妊娠管理加算では、1名以上の専ら産婦人科又は産科に従事する医師、ハイリスク分娩管理加算では、3名以上の専ら産婦人科又は産科に従事する常勤の医師を記載すること。

4 常勤の助産師

	氏名
1	
2	
3	
4	
5	

5 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨の文書（産科医療補償責任保険加入者証の写し等）を添付すること。

※ ハイリスク妊娠管理加算の施設基準に係る届出のみを行う場合には、1及び3のみを記載し、5の書類を添付すること。

(参考)

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
(平成20年3月5日保医発第0305002号)の一部改正について

改 正 後		改 正 前
第4 経過措置等 1 (略) 1の2 第2及び第3の規定にかかわらず、平成20年12月31日現在においてハイリスク妊娠管理加算及びハイリスク分娩管理加算の届出が受理されている保険医療機関については、平成21年4月1日以降において当該点数を算定するに当たり届出が必要であること。 2～4 (略)		第4 経過措置等 1 (略) 2～4 (略)
別添3 入院基本料等加算の施設基準等		別添3 入院基本料等加算の施設基準等
第22の2 ハイリスク妊娠管理加算 1 ハイリスク妊娠管理加算に関する施設基準 (1) 産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。 (2) 当該保険医療機関内に、専ら産婦人科又は産科に従事する医師が、1名以上配置されていること。 (3) 緊急の分娩に対応できる十分な体制及び設備を有していること。 (4) 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。		第22の2 ハイリスク妊娠管理加算 1 ハイリスク妊娠管理加算に関する施設基準 (1) 産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。 (2) 当該保険医療機関内に、専ら産婦人科又は産科に従事する医師が、1名以上配置されていること。 (3) 緊急の分娩に対応できる十分な体制及び設備を有していること。
2 届出に関する事項 ハイリスク妊娠管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式38を用いること。		2 届出に関する事項 ハイリスク妊娠管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式38を用いること。

第23	ハイリスクス分娩管理加算	ハイリスクス分娩管理加算に関する施設基準
1	ハイリスクス分娩管理加算に関する施設基準	ハイリスクス分娩管理加算に関する施設基準
	(1)	当該保険医療機関内に、専ら産婦人科又は産科に従事する常勤の医師が、3名以上配置されていること。
	(2)	当該保険医療機関内に、常勤の助産師が3名以上配置されていること。
	(3)	1年間の分娩件数、配置医師数及び配置助産師数を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
	(4)	病院勤務医の負担の軽減に対する体制がとられていること。
	ア	(略)
	イ	(略)
(5)	財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。	
2	届出に関する事項	
	(1)	ハイリスクス分娩管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式13の2及び別添7の様式38を用いること。
	(2)	1の(1)及び(2)に掲げる医師及び助産師の勤務の態様(常勤・非常勤、専従・専任の別)並びに勤務時間、別添7の様式20を用いて提出すること。
	(3)	毎年4月において、前年度における病院勤務医の負担の軽減に資する計画の成果を評価するため、別添7の様式13の2により届出ること。
	(4)	(略)

第23	ハイリスクス分娩管理加算	ハイリスクス分娩管理加算に関する施設基準
1	ハイリスクス分娩管理加算に関する施設基準	ハイリスクス分娩管理加算に関する施設基準
	(1)	当該保険医療機関内に、専ら産婦人科又は産科に従事する常勤の医師が、3名以上配置されていること。
	(2)	当該保険医療機関内に、常勤の助産師が3名以上配置されていること。
	(3)	1年間の分娩件数、配置医師数及び配置助産師数を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
	(4)	病院勤務医の負担の軽減に対する体制がとられていること。
	ア	(略)
	イ	(略)
2	届出に関する事項	
	(1)	ハイリスクス分娩管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式13の2及び別添7の様式38を用いること。
	(2)	1の(1)及び(2)に掲げる医師及び助産師の勤務の態様(常勤・非常勤、専従・専任の別)並びに勤務時間、別添7の様式20を用いて提出すること。
	(3)	毎年4月において、前年度における病院勤務医の負担の軽減に資する計画の成果を評価するため、別添7の様式13の2により届出ること。
	(4)	(略)